

## 音楽ボランティア活動支援事業 実施要項

(一財)長野県文化振興事業団  
長野県県民文化会館  
長野県伊那文化会館  
長野県松本文化会館

### 1 目的

この要項は、ボランティアとして演奏・発表の場を求める演奏家の活動を支援するとともに、広く県民の音楽鑑賞の機会を広げ、本県の音楽文化の向上を図ることを目的とする「音楽ボランティア活動支援事業」の実施に関し必要な事項を定める。

### 2 事業の概要

- (1) 音楽ボランティア活動支援事業の実施主体は一般財団法人長野県文化振興事業団に属する長野県県民文化会館、伊那文化会館、松本文化会館(以下「三文化会館」という。)とする。
- (2) 事業内容は、ボランティアで演奏活動を希望する県内の演奏家(以下「音楽ボランティア」という。)の募集と登録。及び 県内でイベント等を開催するため、希望する者(団体)(以下「依頼者」という。)に、音楽ボランティアを紹介すること。

### 3 登録

- (1) 音楽ボランティアを希望する演奏家は、「音楽ボランティア登録書(様式1)」を三文化会館の何れかの会館に提出する。
- (2) 音楽ボランティアとして登録できる者は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
なお、プロ・アマチュア個人・団体等は問わない。  
ア 音楽ボランティア活動支援事業の目的を理解し賛同するもの。  
イ 演奏活動の目的が、政治、宗教、営利活動でないこと。
- (3) 文化会館は、受理した音楽ボランティア登録依頼書に基づき、「音楽ボランティア登録者名簿」を作成し、周知する。
- (4) 音楽ボランティアの登録は「音楽ボランティア登録書」を受理した日からとし、以降、登録者から登録抹消の連絡がない限り自動更新とする。

### 4 紹介

- (1) 音楽ボランティアを紹介できる内容は次の各号に該当するものとする。  
ア 県内の社会福祉施設、学校、病院、公民館などで開催する公共性のあるイベントで、営利目的、政治活動、宗教活動でないもの。  
イ イベントの計画が明確で、主催者にイベント遂行能力が十分であると判断され、かつ主催者が信用しうる者であること。  
ウ イベントにおける入場料が無料であること。

エ イベントの開催において、事故防止などの十分な措置が講じられていること。

- (2) 依頼者は、「音楽ボランティア紹介依頼書(様式2)」を三文化会館何れかの会館に提出する。
- (3) 依頼を受けた文化会館は、紹介先、音楽ボランティアと調整のうえ、紹介先が希望する音楽ボランティアを紹介する。
- (4) 演奏会の実施にかかる具体的な事項について依頼者と音楽ボランティアとの協議により決定する。
- (5) 依頼者と音楽ボランティアは、紹介にかかるイベント等の終了後速やかに「音楽ボランティア活動支援事業実施報告書(様式3)(様式4)」を提出するものとする。
- (6) 同一依頼者への音楽ボランティアの紹介回数については、年間5回までとする。

## 5 経費の負担

原則として、音楽ボランティアの派遣に要する費用は無料とする。但し、必要な経費については、音楽ボランティア、依頼者両者の協議により、決定するものとする。

## 6 個人情報の保護

- (1) 登録者は音楽ボランティアの活動にあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 依頼者は派遣依頼にあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

三文化会館は、紹介にかかるイベント等で発生したトラブル、事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

## 附則

この要項は、平成31年(2019年)4月1日より施行する。